

学研合同会議	平成16年3月23日了
科所長会議	平成19年11月13日了
科長会議	平成21年1月27日了
科所長会議	平成23年7月26日了
科所長会議	平成25年9月3日了
科所長会議	平成27年3月10日了
科所長会議	平成29年2月21日了
科所長会議	平成31年3月12日了
科所長会議	令和3年3月2日了承
科所長会議	令和5年4月25日了承
科所長会議	令和7年4月8日了承

部局長等との会議に関する総長覚書

国立大学法人東京大学においては、教育研究事業の現場の活力を最大限に生かしつつ、総長のリーダーシップの下に大学としての一体的な運営を図るため、総長・理事と部局長等との会議を、以下のように、開催するものとする。

(1) 研究科長・学部長・研究所長合同会議（略称 科所長会議）

研究科長、学部長、情報学環長（学際情報学府長）及び公共政策学連携研究部長（公共政策学教育部長）（以下「科長等」という。）、研究所長（以下「所長」という。）並びに総長、理事並びに総長の指名する副学長及び執行役が出席する。

科長等及び所長の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

医学部附属病院長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、学際融合研究施設の長及び全国共同利用施設の長をオブザーバーとして出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

- ①科長等及び所長が、それぞれ研究科・学部・研究所等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。
- ②総長・理事が、全学に関する重要事項について、科長等及び所長の意見を聞く。
- ③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

休業期間を除き、原則として、隔週に1回開催する。

議事録は作成しない。

(2) 研究科長・学部長会議（略称 科長会議）

科長等並びに総長、理事並びに総長の指名する副学長及び執行役が出席する。

科長等の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

- ①科長等が、それぞれの研究科・学部等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。
- ②総長・理事が、全学に関する事項について、科長等の意見を聞く。
- ③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

必要な場合に、開催する。

議事録は作成しない。

(3) 研究所長会議（略称 所長会議）

所長並びに総長、理事並びに総長の指名する副学長及び執行役が出席する。

所長の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

- ①所長が、それぞれの研究所等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。
- ②総長・理事が、全学に関する事項について、所長の意見を聞く。
- ③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

必要な場合に、開催する。

議事録は作成しない。

(4) センター長会議

東京大学基本組織規則第3章にいう附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長（以下「センター長等」という。）並びに総長、理事並びに総長の指名する副学長及び執行役が出席する。

センター長等の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

①センター長等が、それぞれのセンター等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。

②以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

原則として、年2回程度開催する。

議事録は作成しない。

(5) この覚書は、令和7年4月8日から適用する。